

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東洋建設株式会社			コード	1890
提出日	2023/6/30	異動(予定)日	2023/6/27		
独立役員届出書の提出理由	2023年6月27日の定時株主総会にて株主提案が可決され、新たに社外取締役、社外監査役になった者の独立性が認められたため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	鳴澤 隆	社外取締役	○														○	新任	有
2	西川 泰藏	社外取締役	○														○	新任	有
3	内山 正人	社外取締役	○														○	新任	有
4	岡田 雅晴	社外取締役	○														○	新任	有
5	加藤 伸一	社外取締役	○														○	新任	有
6	名取 勝也	社外取締役	○														○	新任	有
7	松木 和道	社外取締役	○														○	新任	有
8	染河 清剛	社外監査役	○											△					有
9	保田 志穂	社外監査役	○														○		有
10	川口 浩一	社外監査役	○														○	新任	有
11	野中 智子	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		鳴澤氏は、株式会社野村総合研究所において国内、海外での長年に渡る経営コンサルティング業務にて培われた企業経営に関する専門的な知見と海外事業における豊富な経験を有しております。現に当該知見及び経験を活かし、スターツコーポレーション株式会社においては、専務執行役員として同社の海外展開を主導しております。当社の成長ドライバーである海外建設事業を推進する上で、各進出国でローカライズ強化など事業基盤の安定化を見据えるなか、中長期的な視野に立ち執行部門への適切な助言や監督を行っていたと判断し、社外取締役候補者といたしました。また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
2		西川氏は、通商産業省(現経済産業省)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)において、機械産業、電子・情報技術、再生可能エネルギー等の様々な分野における政策、また内閣府大臣官房審議官として科学技術、イノベーション政策に携われ、退官後は国際連合工業開発機関(UNIDO)の事務次長としてSDGsの交渉に参加される等、国内外における産業政策や開発政策に関する豊富な経験と高度な専門的知見を有しており、当社の成長ドライバーである洋上風力事業を推進する上で、様々な技術開発を見据えるなか、中長期的な視野に立ち執行部門への適切な助言や監督を行っていたと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

3		<p>内山氏は、電源開発株式会社において販売、資源燃料、財務、人事労務、企画、総務部門に従事するなど豊富な業務経験を有し、エネルギー関連業務全般について高度な専門性を有すると共に、取締役常務執行役員、取締役副社長、取締役副社長執行役員を歴任し同社を率いると共に、エネルギー営業本部長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と専門的知見を有しています。内山氏は、かかる企業経営に関する豊富な経験と専門的知見に基づき、当社がこれから投資事業（洋上風力等）や民間建築事業での戦略的な取り組みを含む新たな事業変革に挑戦する上で、当社の取締役会における戦略にかかる議論の質を高め、全社変革プログラムに貢献することが期待されることから、独立役員に指定いたしました。</p>
4		<p>岡田氏は、大成建設株式会社において関東支店建築部長、同営業部統括営業部長（建築）などを務め、その後建築事業関連の営業を担当する執行役員として東南アジアをはじめとする海外を含め、全国20拠点の建設営業部門を牽引するなど、民間建築事業領域の営業戦略等に関する豊富な経験と専門的知見を有しています。岡田氏は、かかる民間建築事業領域における豊富な経験と専門的知見に基づき、当社がこれからの企業価値向上のための重要なレバーの一つである民間建築事業での利益成長の為に戦略的な取り組みへ新たに挑戦する上で、当社の取締役会における民間建築の営業戦略にかかる戦略形成の質を高め、全社変革プログラムに貢献することが期待されることから、独立役員に指定いたしました。</p>
5		<p>加藤氏は、5カ国で18カ所の洋上風力発電所を運営する世界有数の洋上風力発電会社である独 RWE の日本代表を始めとする複数の洋上風力エネルギー関連企業において代表者として経営を率いた経験があり、技術的動向や標準仕様を含むグローバルな競争環境や日本市場での将来需給シナリオを含む洋上風力領域における豊富なマネジメント経験と専門的知見を有しています。また、東京スター銀行で執行役最高財務責任者 (CFO)、エクイス・エナジー・ジャパンでマネージングディレクター兼COOを務め、企業経営や資本政策に関する豊富な経験と専門的知見を有しております。加藤氏のかかる洋上風力領域における豊富な経験と専門的知見は、当社の取締役会においては、洋上風力領域の経済性・リスク・競争優位性等の評価基準策定や戦略オプションの評価、事業戦略の実行等に関し多大な貢献ができると期待できることから、独立役員に指定いたしました。</p>
6		<p>名取氏は、経験豊富な国際的な弁護士であるのみならず、複数の日本企業及び外資系企業において経営に携わっており、法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見に加え、上場企業の経営及びガバナンスに関する豊富な見識を有しています。そのため、名取氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメント及びガバナンスに関する専門的知見を提供することができます。更に、かかる見識に基づき、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、独立役員に指定いたしました。</p>
7		<p>松木氏は、上場企業で法務・コンプライアンス部門を率い、複雑な法的問題を含む問題に対処した幅広い実務経験に基づく専門的知見に加え、複数の企業の社外取締役（監査等委員を含む。）としての上場企業のガバナンスに関する豊富な経験を有しています。そのため、松木氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメント及びガバナンスに関する専門的知見を提供することができます。更には、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、独立役員に指定いたしました。</p>
8	<p>当社グループは、染河清剛氏が2008年3月まで業務執行者であった株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行)との間に借入等の取引関係がありますが、同氏は退行後10年以上が経過しており、同行の経営に関与する立場にありません。前事業年度末時点の同行からの借入残高は560百万円であり、その割合は前事業年度末における連結総資産額の0.4%です。これらのことから同氏の独立性に影響はないものと判断しております。</p>	<p>染河氏は、みずほコーポレート銀行(現みずほ銀行)においてコンプライアンス推進に携わったほか、グループ会社等の役員を歴任するなど豊富な経験、実績及び知見を有しており、独立した立場から監査機能を十分に発揮していただけると判断し社外監査役として選任しております。また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>

9		保田氏は、弁護士として国内外での経験、実績及びそれに基づく専門的な知識を有しており、独立、客観的な立場から監査機能を高めていただけると判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
10		川口氏は、伊藤忠商事株式会社において国内、海外におけるビジネス経験を有し、また伊藤忠食品株式会社においては管理部門トップとして経営管理業務に携われ、経営管理全般、コーポレート・ガバナンス、事業リスク管理及びコンプライアンスに関する豊富な経験と専門的な知見を有しており、独立、客観的な立場から監査機能を高めていただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社の定める社外役員独立性基準(下記4. 補足説明 参照)に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
11		野中氏は、28年以上の弁護士経験を有し、様々な法的問題に対処してきた豊富な経験を有するのみならず、最高裁判所司法研修所の民事弁護教官や法務省の新司法試験・司法試験予備試験審査委員を務めるなど、その法的知識や専門性は高く評価されています。また、2019年から上場会社である福山通運株式会社の社外取締役も務めており、上場会社の法務及びコンプライアンス及びガバナンスについても精通しています。そのため、野中氏は当社の監査役として、特に当社のガバナンスの問題について、当社取締役会が適切に対応を行っているか、監督する責任を果たすことができると判断し、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

<p>当社は社外取締役及び社外監査役候補者について、次の1から10のいずれにも該当しない者をもって「独立社外役員」と判断します。</p> <p><社外役員独立性基準></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在または過去において、当社及びグループ各社の業務執行者であった者 2. 当社株式の総議決権数の10%以上の議決権を保有する株主及びその業務執行者 3. 当社及びグループ各社が総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する会社の業務執行者 4. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループ及び候補者の所属する会社双方いずれかの連結売上高2%以上を占める取引先の業務執行者 5. 直近の事業報告において、主要な借入先である金融機関の業務執行者 6. 上記2から5について、過去3年間において該当していた者 7. 当社の会計監査人である監査法人に属する者 8. 当社及びグループ各社から、過去3年間の平均において500万円以上の報酬を受領している弁護士、会計士、コンサルタント等の専門家(報酬を得ている者が法人等である場合には、これに所属する者) 9. 当社及びグループ各社から、過去3年間の平均において1000万円以上の寄付を受けた大学や団体等に所属する者 10. 上記1から9に該当する者の配偶者または二親等内の親族
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。